

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 昭和31年6月30日法律第162号】

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関する意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

【石狩市総合教育会議会則】

(趣旨)

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づく総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合教育会議の構成員等)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第2項各号に掲げる者によって構成するほか、必要に応じて市長の補助機関、教育委員会事務局職員その他市の職員から説明等を求めることができる。

2 総合教育会議は、協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

(総合教育会議の開催)

第3条 総合教育会議は、必要に応じて市長が招集する。ただし、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(総合教育会議の公開等)

第4条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 総合教育会議の議事録を作成したときは、これを公表するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により非公開とされた場合は、この限りでない。

(事務局)

第5条 総合教育会議の事務局は、企画政策部政策担当に置く。

(総合教育会議開催のための準備等)

第6条 総合教育会議開催のために必要な準備、調整等については、事務局がこれを行うものとする。ただし、教育委員会との総合教育会議開催に係る連絡、調整等については、教育委員会事務局が行うものとする。

附 則

この会則は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年4月1日から施行する。